

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「□自己の計算において・・・ありません」の□のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。



住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。



宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

〒983-8639 仙台市青葉区片平一丁目6番1号 仙台地方裁判所執行官室 ☎022-223-3845

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 14 日

仙台地方裁判所第 4 民事部

裁判所書記官 高 橋 宏 行

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 6 月 3 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 6 月 10 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 12 日 午前 10 時 00 分 場 所 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 6 月 27 日 午後 3 時 00 分 場 所 仙台地方裁判所第 4 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	別紙物件目録中、☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 14 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2,071,000 1,656,800	一括	414,200	32,337	8,318
1	1,037,000				
2	1,034,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 柴田郡柴田町大字船岡字大住町 |
| | 地 番 | 1 4 番 9 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 0 1. 4 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 柴田郡柴田町大字船岡字大住町 1 4 番地 9 |
| | 家屋 番号 | 1 4 番 9 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 6 5. 8 0 平方メートル
2階 4 4. 1 7 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 3月 4日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 平 塚 秀 喜

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 柴田郡柴田町大字船岡字大住町 |
| | 地 番 | 1 4 番 9 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 201.42 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 柴田郡柴田町大字船岡字大住町 1 4 番地 9 |
| | 家屋 番号 | 1 4 番 9 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 65.80 平方メートル
2 階 44.17 平方メートル |



令和6年(ケ)第 161 号
令和6年11月19日受理
令和6年12月25日提出

現況調査報告書

仙 台 地 方 裁 判 所

執行官 磯 田 弘 樹

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|----------------|
| 1 | 所 在 | 柴田郡柴田町大字船岡字大住町 |
| | 地 番 | 14 番 9 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 201.42 平方メートル |
-
- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 2 | 所 在 | 柴田郡柴田町大字船岡字大住町 14 番地 9 |
| | 家屋 番号 | 14 番 9 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 65.80 平方メートル
2 階 44.17 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	住居表示未実施		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地（物件 1 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	本土地は、公図上、その北東側で柴田郡柴田町が所有する地番 25 番の公衆用道路（町道に認定されている）に接している。		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項（3 枚目）」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 保管開始日 平成 年 月 日 支部 平成 年（ ）第 号		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- 1 物件 2 建物内で猫が 2 匹飼育されている。
- 2 物件 2 建物の洗面所の内壁面にカビが認められた。
- 3 物件 2 建物内壁面には亀裂が多数認められた。また、猫の引っ掻き傷が複数箇所認められた。
- 4 物件 2 建物に隣接して、本件所有者 A が設置したスチール製物置(動産)が 1 基存在する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	1 物件1土地は物件2建物の敷地としての使用以外に第三者に貸している部分はありません。 2 物件2建物を住居として使用しています。 3 物件2建物内で猫を2匹飼っています。 4 物件2建物に隣接して設置してあるスチール製物置は私の所有物です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R 6 年11月20日（水） 15：00　－　15：10	物件所在地	物件確認
R 6 年11月20日（水） 15：20　－　15：30	仙台法務局大河原支局	接道関係について全部事項証明書受領
R 6 年11月28日（木）	執行官室(郵便)	期日通知
R 6 年12月 4 日（水） 9：50　－　10：10	物件所在地	物件調査，占有関係調査，所有者 A と面談，写真撮影 評価人同行

(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 平成 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公 図 写

(座標値種別：図上測定)

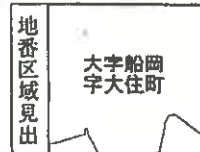
-6904.732



-7029.732

(座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	柴田郡柴田町大字船岡字大住町				地番	14番9	A 4 判に縮小	
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和59年5月30日				備付年月日(原図)		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年10月24日

仙台法務局大河原支局

地図整理番号：M05028

登記官

(1/1)

(6 枚目)

登記年月日：平成6年1月7日

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。
令和6年10月24日 仙台法務局大河原支局

(7 枚目)

登記官

地図整理番号：M05029

230C-3

各 階 平 面 図

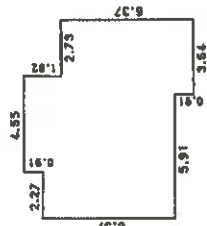
家屋番号 14-9

建 物 図 面 図

B-2

建物の所在 柴田郡柴田町大字船岡字大住町 14-9

1 階

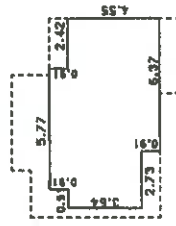


求積表

2.27 x 5.37 = 14.4599
3.64 x 7.28 = 26.4992
0.91 x 8.19 = 7.4529
2.73 x 6.37 = 17.3901

合 計 65.8021
床面積 65.80 m²

2 階

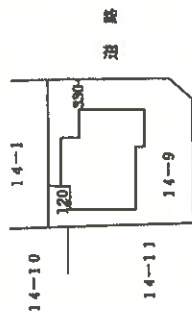


求積表

0.91 x 3.64 = 3.3124
1.82 x 4.55 = 8.2810
3.95 x 5.46 = 21.5670
2.42 x 4.55 = 11.0110

合 計 44.1714
床面積 44.17 m²

物件 2



A 4 判 に 縮 小

製 作 者
宮 土 著

縮尺 1/250

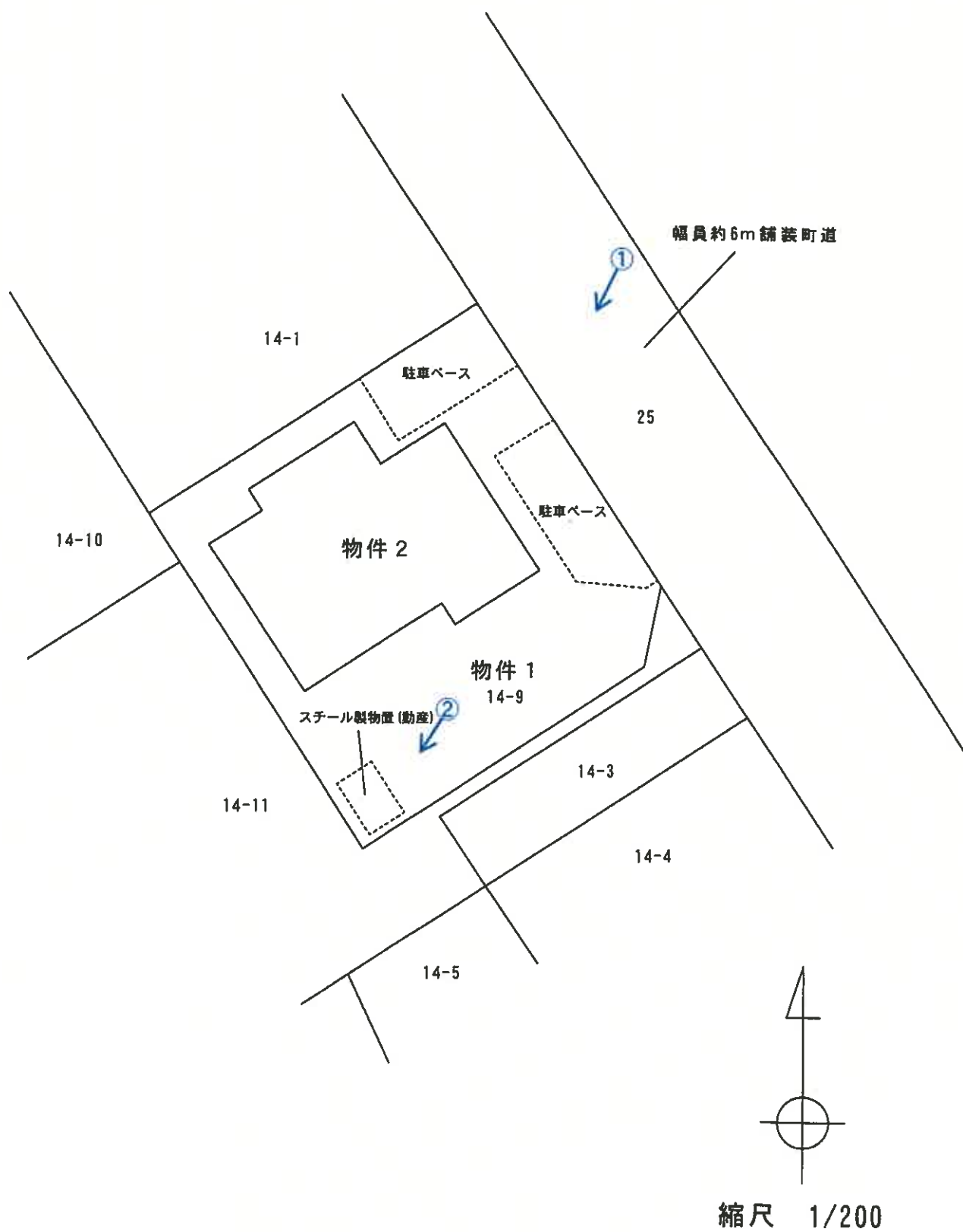
申 請 人

縮尺 1/500

H6.1.7

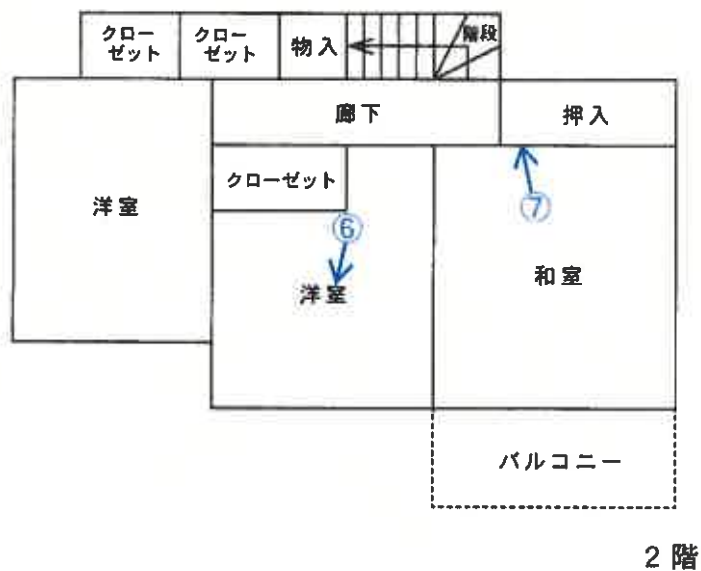
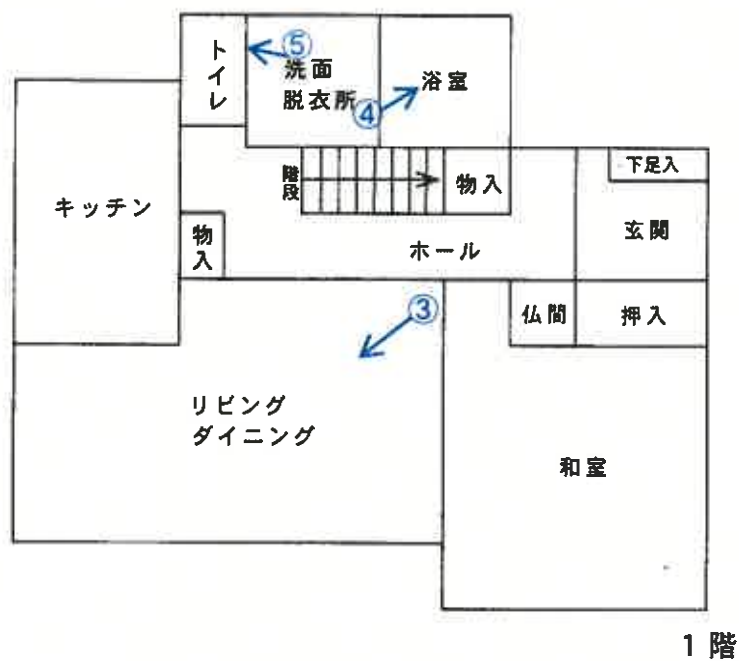
(本圖面)

土地建物位置関係図



←○印は写真撮影位置であり、○印の中の数字は写真番号である。

建物間取図（物件 2）



←○印は写真撮影位置であり、○印の中の数字は写真番号である。



写 真 1



写 真 2



写真 3



写真 4



写 真 5

カビ



写 真 6



写 真 7 猫による損傷箇所



令和 6 年（ケ） 第 161 号
令和 6 年 12 月 4 日 現地調査
令和 7 年 1 月 9 日 評 価

仙台地方裁判所 第4民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士 小 竹 潤

第 1 評 価 額

一 括 価 格	
金 2,071,000 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1,037,000 円
物件 2 (建物)	金 1,034,000 円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第 3 目 的 物 件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載の通り	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積		
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通	JR東北本線「大河原」駅の南東方・道路距離約1.5km (別添『位置図』参照)	
付 近 の 状 況	目的物件は、柴田町西端に位置する住宅地域に存し、周辺には戸建住宅が建ち並ぶが、空地も見られる。また地域の北東側には大規模事業所が存する。 地域内の標準的な街路は、幅員約6mの舗装町道で周辺街区は概ね整然としている。 周辺は概ね平坦な地勢であり、大河原町との町境付近に位置し、柴田町中心部よりも大河原町中心部へのアクセスの便が良い。 柴田町ハザードマップによると、浸水(洪水)災害において想定される浸水深は、0.5m以上3m未満の区域、3m以上5m未満の区域に跨る。 地域内の標準的な画地は、幅員約6mの舗装町道に接面する地積200㎡程度の戸建住宅の敷地と判定した。	
各種公共公益利便施設への道路距離	サン・マルシェ大河原店: 約1.3km	町立西住小学校: 約150m
	柴田町役場: 約3.2km	大河原町立大河原中学校: 約2.8km
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 第二種低層住居専用地域 指定 : 50% 指定 : 80% なし —
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 地 勢 街路接面状況 そ の 他	201.42㎡ 約12m×約14m ほぼ正方形 画地内は概ね平坦であるが、建物敷地部分と駐車場部分に0.8m程度の段差がみられる 中間画地 なし
接面道路の状況	○ 北東側約6m、町道、舗装(有)、概ね等高に接面。 建築基準法上:法第42条1項1号該当	
土地利用状況等	物件2の建物敷地として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道 : あり 下 水 道 : あり ガ ス 配 管 : なし (注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
埋蔵文化財有無	文化財保護法上の周知の埋蔵文化財包蔵地の指定は無い。	
土壌汚染の有無	現地調査や各種資料を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定し難い。	
特 記 事 項	画地の南西端にスチール製物置(動産)が存する。「土地建物位置関係図」の通り。	

2. 建物の概況及び利用状況等(物件2)

区 分	主である建物：家屋番号14番9	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日(登記記載)	平成5年12月2日新築
	経 過 年 数 経済的残存耐用年数	31 年 3 年
構 造	木造スレート葺2階建	
仕 様	外 壁	サイディングほか
	内 壁	ビニールクロスほか
	天 井	ビニールクロス、合板ほか
	床	フローリング、畳ほか
	設 備	電気・給排水・衛生設備等
	そ の 他	特になし
	(注) 建物に附属する各種住宅設備については、動作確認まではできないため、使用可能か否かについては不明である。	
床 面 積 (現 況)	1 階	65.80㎡
	2 階	44.17㎡
	延 109.97㎡	
現 況 用 途 等	現況用途	居宅
	間 取 り	別添『建物間取図』の通り
品 等	普通	
保 守 管 理 の 状 態	劣る	
建物利用状況等	「現況調査報告書」記載の通り	
特 記 事 項	①建物内で猫が2匹飼育されている。 ②内壁のビニールクロスには亀裂、損傷が多数見られる。また猫の引っ掻き傷も見られる。 ③1階洗面所の内壁ビニールクロスにはカビが発生している。 ④対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。	

第 5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次の通り求めた。

番号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地 積 ウ	建付減価 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ
1	22,000円/㎡	1.00	201.42㎡	0.60	2,659,000円

ア. 標準画地価格(公示価格等との規準をもとに査定)

地価公示標準地 【大河原-2】

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{規準とした価格} \\ 26,900\text{円/㎡} & \times & \frac{102.4}{100} & \times & \frac{100}{102} & \times & \frac{100}{123} & = & 22,000\text{円/㎡} \end{array}$$

- ◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
- ◇ 標準化補正 : 方位 +2% (1.02)
- ◇ 地 域 格 差 : 街路条件 △3% (0.97)
- 交通接近条件 +15% (1.15)
- 環境条件 +10% (1.10)
- 上記相乗積 123% (0.97 × 1.15 × 1.10 = 1.23)

イ. 個別格差 なし

ウ. 地積: 登記簿数量による。

エ. 建付減価

地上建物は築後長期間が経過しており、目的土地の最有効使用を阻害する要因と認められることから、建物取壊し費用等を考慮して、建付減価を右記の通りと判定した。 △40% (0.60)

(2) 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

番号	再調達原価 ア	現況延床面積 イ	現価率 ウ	建物価格 ア×イ×ウ
2	180,000円/㎡	109.97㎡	0.04	792,000円

ウ. 現価率

経過年数31年、経済的残存耐用年数3年、観察減価率60%、残価率0%により現価率を査定した。

◇ 現価率査定根拠

$$0.04 = \left\{ 0.00 + (1 - 0.00) \times \left(\frac{3\text{年}}{34\text{年}} \right) \right\} \times (1 - 0.60)$$

2. 評価額の判定

前記により求めた各価格に、土地については土地利用権等価格を控除、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記の通り評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 ア	土地利用権等の 及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ	土地利用権等価格 ア×イ×ウ
1	2,659,000円	1.00	0.35 法定地上権	931,000円

イ. 土地利用権等の及ぶ範囲：上記物件番号の土地の100%の範囲とした。

ウ. 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を上記の通りと判断した。

(2) 評価額(内訳価格及び一括価格)

番号	基礎となる価格 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	2,659,000円	-931,000円	1.00	1.00	0.60	1,037,000円
2	792,000円	+931,000円	1.00	1.00	0.60	1,034,000円
一括価格(合計)						2,071,000円

ウ. 占有減価修正：買受人引き受けとなる第三者による占有の形跡は認められないため、修正の必要なしと判断した。

エ. 市場性修正：市場性の見地からは特に調整の必要はないと判断した。

オ. 競売市場修正：「評価の条件」記載の、不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※ 算定結果については、千円未満四捨五入の処理を行った。

第 6 採用した地価公示標準地等の概要

地価公示標準地【大河原－2】

所 在 : 柴田郡大河原町大谷字末広96番2
価 格 : 26,900円/㎡
位 置 : JR東北本線「大河原」駅の北方道路距離約750m
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 324㎡
供給処理施設 : 水道・下水道
接 面 街 路 : 南西側4.2m舗装町道
用 途 指 定 等 : 第一種中高層住居専用地域(建蔽率60%、容積率150%)
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域

第 7 附属資料

1. 位置図(国土地理院)
2. 不動産登記法第14条第1項地図写(公図写)
3. 建物図面・各階平面図写
4. 土地建物位置関係図
5. 建物間取図

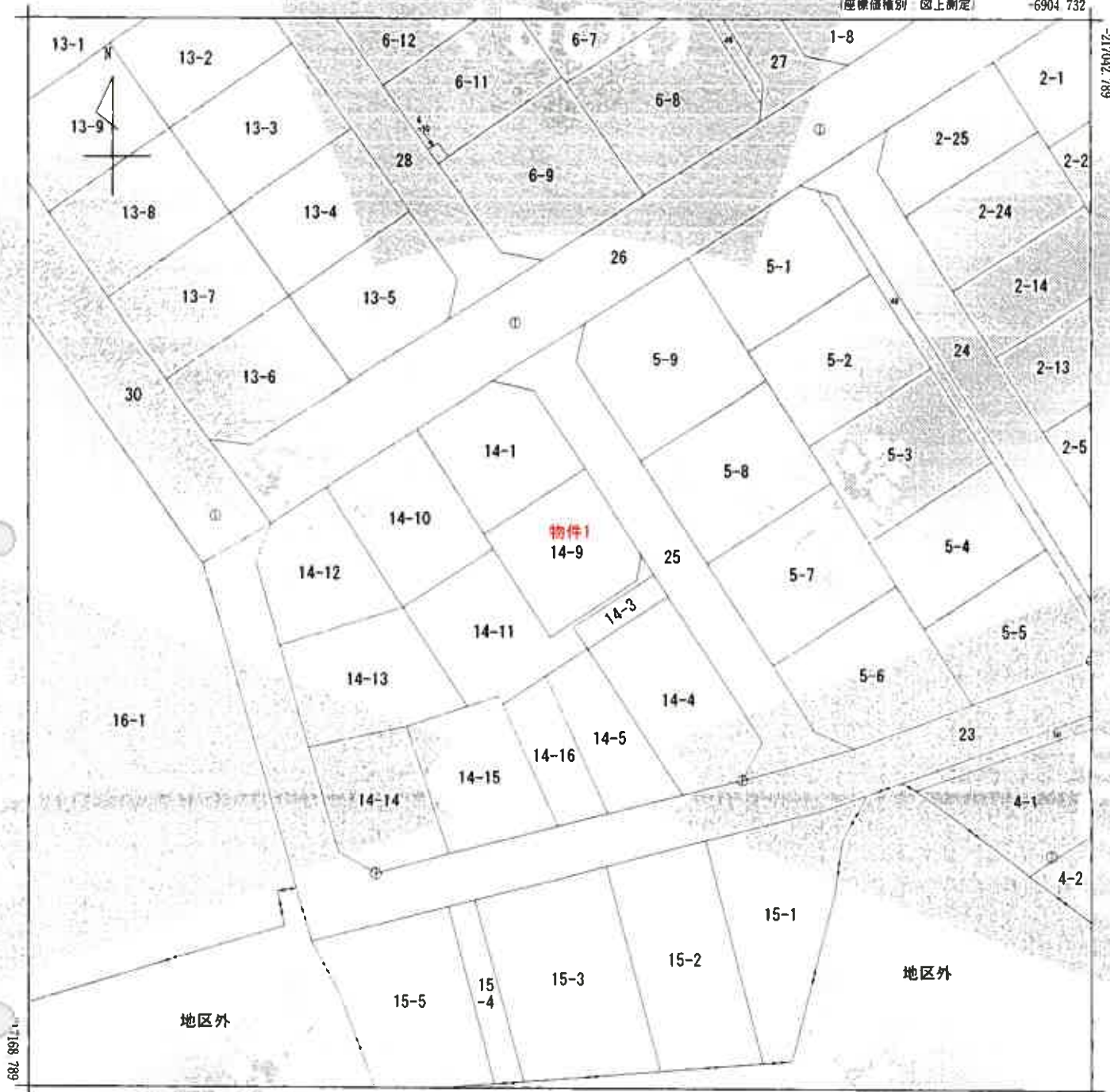
以 上

令和 6 年 (ケ) 第 161 号

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 柴田郡柴田町大字船岡字大住町 |
| | 地 番 | 14 番 9 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 201.42 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 柴田郡柴田町大字船岡字大住町 14 番地 9 |
| | 家屋 番号 | 14 番 9 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 65.80 平方メートル
2 階 44.17 平方メートル |





-7029 732

(座標値種別 図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正かされています。

地番区域見出

大字船岡
字大住町

請求部	所在	柴田郡柴田町大字船岡字大住町					地番	14番9		
出力縮	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和59年5月30日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

A3サイズをA4サイズに縮小した図面

令和6年10月24日

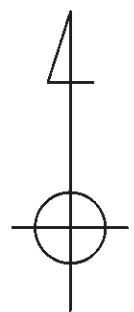
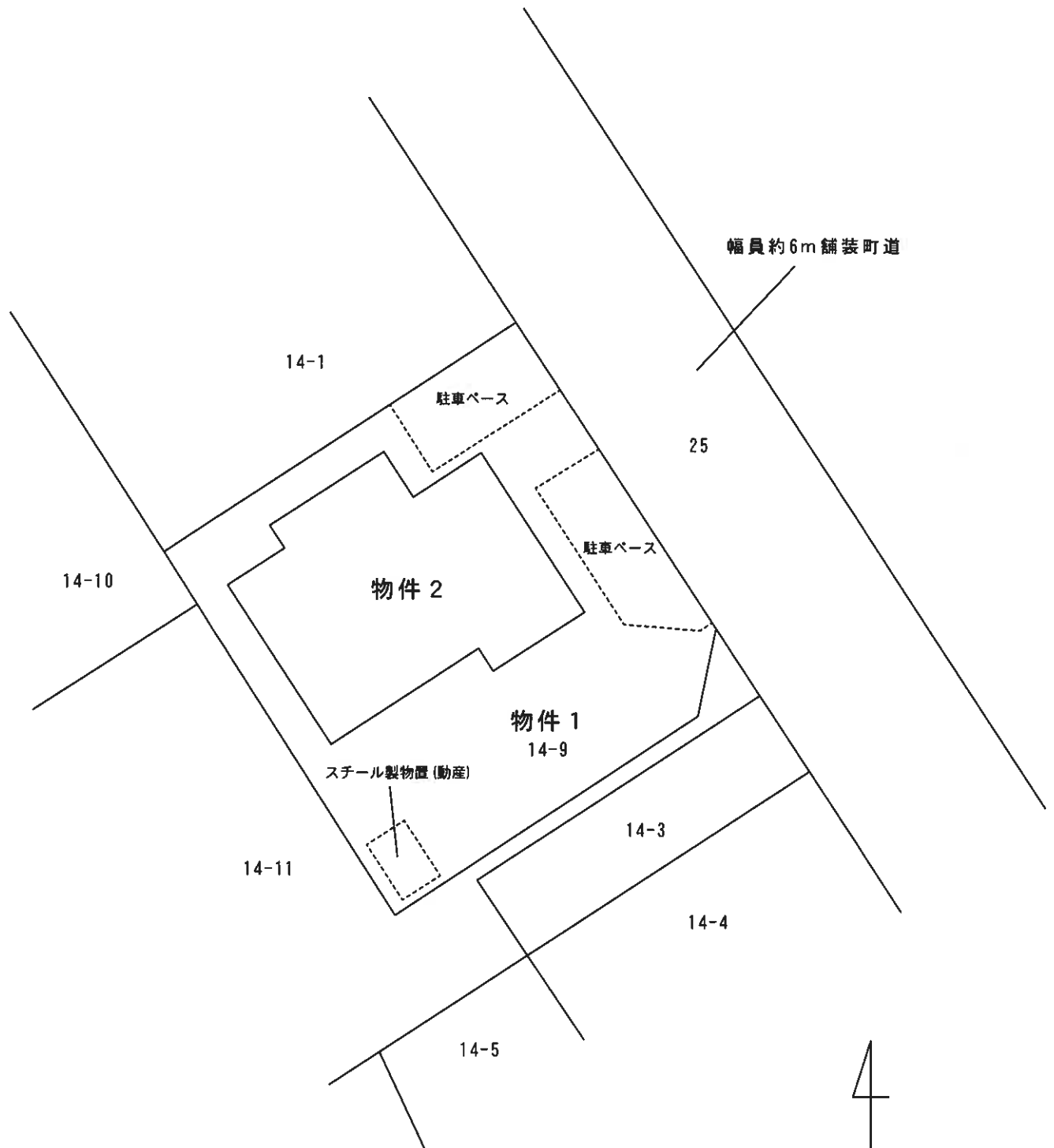
仙台法務局大河原支局

地図整理番号: M05028

登記官

(1/1)

土地建物位置関係図



縮尺 1/200

建物間取図（物件 2）

